

各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、申請手数料の改定を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

＜改正の主な内容＞

● 工作物の確認及び検査手数料の適正化

● 計画変更確認申請手数料の算定方法

計画変更対象面積算定を行う方法を廃止し、建築物全体の床面積を算定の基本とすることに単純化。今後は、構造審査の有無、変更の内容の大小で三つの区分とし、手数料に一定の率(70%、50%、30%)を掛ける形に変更。

● あらかじめ検討をされている場合の割増

新価格は、平成20年5月1日受付分より適用いたします。

何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成20年4月

株式会社 国際確認検査センター

確認検査業務手数料

2008/5/1改定

株式会社 国際確認検査センター

第一 建築物

(単位:円)

床面積の合計	建築確認手数料 *1 *2 *3 *4 *5		中間検査手数料 *7	完了検査手数料 *7 *8
	適合性判定無	適合性判定有 他 *6		
100㎡以内	42,000	156,000	38,000	46,000
100㎡超え 200㎡以内	54,000	156,000	53,000	57,000
200㎡超え 500㎡以内	76,000	156,000	72,000	80,000
500㎡超え 1,000㎡以内	135,000	156,000	103,000	135,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内		200,000	139,000	184,000
2,000㎡超え 3,000㎡以内		283,000	160,000	209,000
3,000㎡超え 4,000㎡以内		336,000	177,000	229,000
4,000㎡超え 5,000㎡以内		391,000	197,000	251,000
5,000㎡超え 6,000㎡以内		438,000	211,000	279,000
6,000㎡超え 8,000㎡以内		475,000	229,000	309,000
8,000㎡超え 10,000㎡以内		503,000	247,000	334,000
10,000㎡超え 15,000㎡以内		535,000	268,000	366,000
15,000㎡超え 20,000㎡以内		600,000	300,000	408,000
20,000㎡超え 50,000㎡以内		729,000	374,000	494,000
50,000㎡超え 100,000㎡以内		1,190,000	705,000	816,000
100,000㎡超え 200,000㎡以内		1,720,000	1,010,000	1,170,000
200,000㎡超え		1,940,000	1,290,000	1,480,000

第二 建築物(加算分)

床面積の合計	手数料		
	避難安全検証法	耐火・防火区画性能 検証法	限界耐力計算法 エネルギー法
2,000㎡以内	20,000	20,000	30,000
2,000㎡超え 10,000㎡以内	35,000	35,000	50,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	50,000	50,000	70,000
50,000㎡超え	75,000	75,000	100,000

第三 建築設備等・工作物

(単位:円)

区 分	建築確認手数料 *1	計画変更建築 確認手数料	完了検査手数料 *7 *8		
昇降機・昇降機以外の建築設備	22,000	16,000	25,000		
型式部材等製造者認証を取得済昇降機 (ホームEV・小型EVのみ)	13,000	9,000	15,000		
小荷物専用昇降機	13,000	9,000	15,000		
工作物 令138条第3項は 個別相 談による	令138条第1項 (広告塔・鉄塔・ 擁壁等)	高さ:10m以下	40,000	27,000	30,000
		高さ:10m超20m以下	60,000	40,000	45,000
		高さ:20m超	100,000	67,000	75,000
	令138条 第2項	一号(観光EV等)	50,000	34,000	38,000
		二号(遊戯施設・原動機無)	160,000	107,000	120,000
		三号(遊戯施設・原動機有)	300,000	200,000	225,000
浄化槽(再検査)			11,000		

- *1 フレキシブルディスク(FD)による建築確認申請は1,000円減額とします。
- *2 建築物で計画変更申請(直前の確認をCIASから受けている場合に限る)は、全体の床面積の手数料に対して、構造審査がある場合は70%、それ以外は50%(小規模な計画変更については30%)を掛けた額とします。ただし、床面積が増加する部分にあってはその部分の床面積の手数料を加算します。
- *3 建築物の移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替及び用途を変更する場合は当該対象面積の1/2とします。
- *4 増築申請等で既存不適格建築物への遡及適用がある場合は、当該遡及部分の床面積も増加する床面積に含みます。
- *5 確認申請時にあらかじめ検討をされている場合は、当該あらかじめ検討部分に対して手数料を加算します。
- *6 構造計算適合性判定を要する建築物は、建設予定地の属する都道府県知事又は指定を受けた判定機関が定める判定手数料に事務手数料10,000円/棟(構造判定上)を加えた額を加算します。
- *7 検査手数料には別途、出張旅費を加算します。
- *8 完了検査時に追加検討資料の提出があった場合は、計画変更申請に準じて手数料を別途加算します。
- 60mを超える大臣認定を要する超高層建築物等は別途手数料が設定されています。
- 申請物件について、審査請求があった場合又は民事訴訟となった場合は、別途手数料が必要となります。
- ☆手数料は予告なく変更する場合があります